

ケイパビリティ論に基づく公民教育におけるPDK ーフェイクニュースに対する学生と教員の捉え方の差異からー

中 平 一 義*

(平成30年8月27日受付；平成30年11月29日受理)

要 旨

本稿は、主に地理教育の分野で国際的に研究が進んでいる「地理ケイパビリティ・プロジェクト」の理論的な根拠であるD.ランバードが主張するPDK (powerful disciplinary knowledge) について公民教育の視点から考察を重ねた研究である。潜在能力(ケイパビリティ)の拡大とは、教科教育の文脈でいえば力強い学問的知識の獲得である。PDKを、公民教育の中でも特に法学に依拠してその内実とカリキュラムの構築について考察した。まず、PDKの内実を把握するために、フェイクニュースに対する学生と教員の捉え方の違いについて分析を行った。その結果、学生は語句や周囲の環境に依拠して判断したのに対して、教員は内容に対して法的・外的視点や、価値的な視点から判断していた。これは、教員が法学という学問(ディシプリン)に基づいて研究実践を行い力量形成に努めてきたからだと考えられる。よって、法学の文脈における教科教育としての公民教育におけるPDKの獲得のためには、日常的な道德などによる判断と、法的・外的視点による判断との関係性を十分に吟味できる学習内容が有用性を持つ。今後は、そのような学習内容を実際にカリキュラムとして構築する必要があるとともに、PDKを教育できる教員の力量形成が求められる。

KEY WORDS

ケイパビリティ論 PDK 公民教育 フェイクニュース 法と道德

1 はじめに

本稿は、主に地理教育の側面から研究が進んでいるケイパビリティ論に基づく教科教育学への示唆を、公民教育の側面から考察する研究である。具体的にいえば、一般的に福祉経済学の理論であるケイパビリティ論から、子どもの将来の選択の自由をもたらすための潜在能力(ケイパビリティ)を育成する教育内容や方法、さらに言えばその教育を担う教員養成・研修に必要な内容を公民教育の側面から考察する研究である。なお、公民教育が依拠する学問(ディシプリン)は多岐にわたるが、本稿では法学を基にして考察を行う。

2 ケイパビリティ論に基づく研究と公民教育への示唆

2.1 地理ケイパビリティ・プロジェクトとPDK

A.センらのケイパビリティ論は、福祉経済学の理論であるが、それを教育の文脈から読み解き、そこから教員養成・研修プログラムの構築を目指しているのが、ロンドン大学IoE地理教育学教授であるD.ランバートを中核とした「地理ケイパビリティ・プロジェクト」である(金, 山本, 広瀬, 志村2017)。

「地理ケイパビリティ・プロジェクト」の理論的根拠となるD.ランバートの考え方を、志村(2018)は次のように整理した。

- ・学校教育の目的は、A.センのケイパビリティ論を用いて、子どもの将来の選択の自由をもたらす潜在能力(ケイパビリティ)を拡大することとする。
- ・潜在能力(ケイパビリティ)の拡大とは、教科教育の文脈でいえば「力強い学問的知識(powerful disciplinary knowledge, 以下ではPDKとする。)」の獲得である¹⁾。
- ・PDKは、抽象的・理論的で体系的な諸概念である。また、知の生成・検証を経ているために確実ではあるものの絶対的ではない。常に再構築の契機をもつものである。
- ・PDKは、反直感的であるため、子ども学校教育体験以外の日常生活では獲得できにくい。

- ・子どもに、PDKを獲得させることを目指す授業実践のためには、教員自身がPDKの根拠になる教科専門知識を授業方法論とともに修得しておくべきである。このように教員には、バランスの取れた専門的力量が求められる²⁾。

このように整理されるケイパビリティ論と、その内実としてのPDKの獲得が示されている。さらにPDKの獲得については、学校という場でしかできないこと、学校という場だからこそできることがあるとされている。

このようなケイパビリティ論に基づく「地理ケイパビリティ・プロジェクト」は、フランス革命期のコンドルセらが目指した近代的な学校制度の意義を再確認させてくれる(中平2017)。フランス革命(1789-1799)により、アンシャン・レジーム下の特権的・身分的支配統治構造が解体された結果、権力を一元的に掌握する集権的な国家構造が構築された。教会などの旧来の支配の構造は破壊された。その結果、それまでのような各個人をつなぐ紐帯が失われた。革命後に権力を掌握した人々は、「一にして不可分」というスローガンに象徴されるような近代国民国家の樹立をめざした。そして権力者たちは、その紐帯の役割を教育に担わせようと考えた。なお、アンシャン・レジーム下の支配的なイデオロギー装置であった教会を駆逐することには、二つの意味があった。第一に、教会に従属していた成人を解放することにより、さらにその上の王制への従属を破壊することである。第二に、子どもの教育に対する教会からの影響を排除することである。これらの目的を達するために教育は国家の管掌事項となった。例えば、コンドルセは教育について、次のように述べた。まず、親(専ら父親)の教育権の保障をあげ、子に対する教育権は親の自然権のひとつであるとした。そして、国家などの公権力は、その自然権を保障することを義務づけられているからこそ、公教育を提供するものであるという立場を示した。つまり、国民への教育は公権力の当然の義務であるとしたのである。ただし、コンドルセは公権力が真理のあり方を決定したり、特定の思想を強要、または禁止したりすることは許されないとした。さらに、人権宣言であっても教典のように教え込むのではなく、それらを教育で扱いながらも批判する機会が保障されなければならないとしたのである。そのために、当時の自然科学の成果だけでなく、教会勢力から独立した社会秩序の原理としての社会科学などの諸学問の成果を国家の責任において教育すべきであるとした。つまり、新しい社会を構築するための諸能力の育成を、国家が責任をもって子どもに教育することを目指したのである。

これは、近代国家における公教育が、子どもの将来の選択の自由をもたらす潜在能力(ケイパビリティ)を獲得させるための責任を担っていることを示している。

しかし、諸学問(ディシプリン)の成果をそのまま子どもに伝達することで、本稿における潜在能力(ケイパビリティ)の育成は可能なのだろうか。つまり、PDKと自然科学や社会科学などの諸学問、そしてその教育方法との関係性をどのように捉えればよいのか。次に、その点について考察し、さらに公民教育への示唆を得たい。

2.2 地理教育におけるPDKと公民教育への示唆

地理の授業でPDKが見られない様子について、次のような事例がある(ブルックス著、志村訳2016)。

イングランドである学生の授業を参観した際の出来事である。この授業の題材は、イギリスの国際石油企業British Petroleum(以下、BPとする)によるアメリカの海岸線での石油災害に関するものであった。油まみれの鳥の写真などが授業内容で使われていた。授業では多くの事実(例えば油によって傷つけられた野生生物に関するものなど)、情報、ビデオクリップが用いられ課題を共有できるようにした。この授業の最後には、BPの責任者へ子どもが考えた課題を解決するアイデアを説明する手紙を送ることになった。しかし、授業の終わりにいたっても子どもたちは、次に示すような題材を考える上で大切な内容について理解をしていなかった。すなわち、「なぜ、石油が流出したのか。」、「なぜ、このように繊細な環境の中で石油を採掘したのか。」、そして、「なぜ、この問題は国際的な抗議を引き起こしたのか。」である。結局のところ、子どもがビデオクリップで作成されたニュースの情報以上のことを何も学んでいなかったのである。

形式上で議論をしても、その内容の深まりは子どもの既知を超えることはなく、いくら子どもが議論をしたとしても、それは学問的な内容であるPDKに基づかない単なる雑談に陥ることも考えられる。では、どのような授業が考えられるのだろうか。教員はどのように授業を構築すればよいのだろうか。教員のカリキュラムづくりについて、図1のような関係性がある(ブルックス著、志村訳2016及び、志村2018)。

図1で注目すべきは、次の通りである(志村2018, p.169)。それは、教科教育が依拠する学問(ディシプリン)の文脈上に全体がおかれているが、別途、教科教育としての地理(コンテンツ)が設定されていることである。これにより、教育の特有性が担保されている。つまり、科学的な体系をもつ学問(ディシプリン)をそのまま子どもに教育するのではなく、そのような学問(ディシプリン)を根底におきつつも実際に教育を行う場面においては教員が教育内容や指導法等を選択することが示されている。では、その選択(カリキュラム構成)に影響を与えるものは何

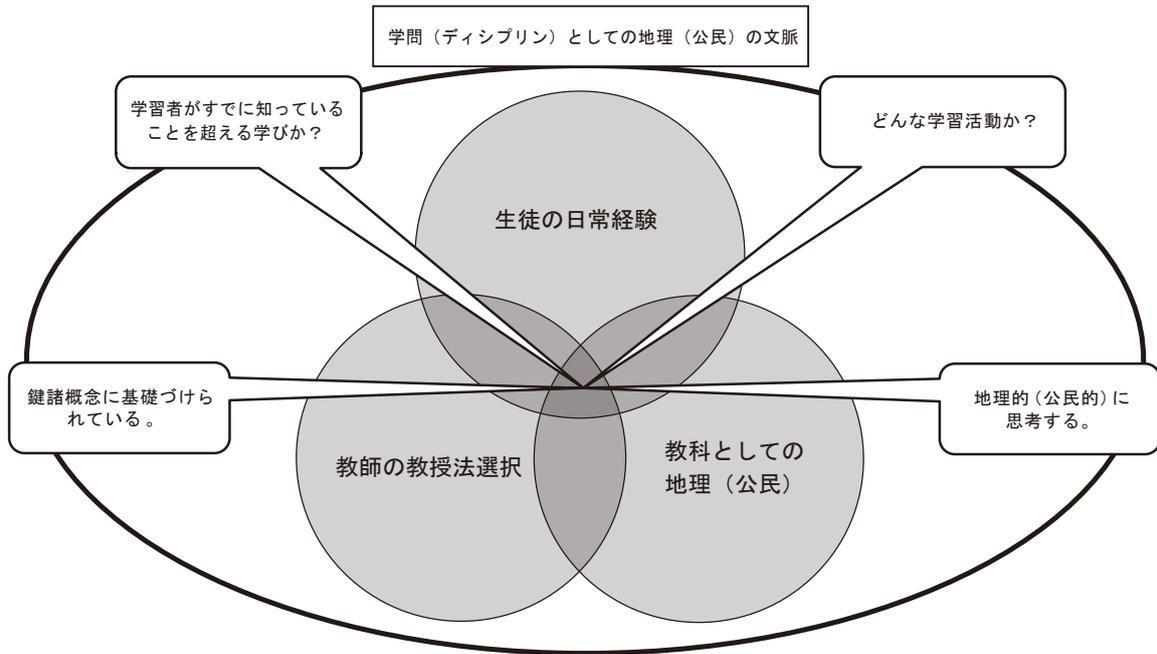


図1 教員の地理におけるカリキュラムづくりを基にした公民教育の関係
ブルックス著、志村訳（2016）及び、志村（2018）を基にして筆者作成

か。それは、教科としての地理と同一平面上におかれる、生徒の日常経験と、教員の教授方法選択である。D.ランバートの指摘にあったが、PDKはしばしば反直感的であるため、子ども学校教育体験以外の日常生活では獲得できにくい。しかし、教員の教材選択にあたり子どもが直感的に判断できる範囲を把握することは必要である。学問（ディシプリン）の文脈から、教科教育の内容を選択する際に、予めその内容に対する子どもの認識をつかみだせなければ、学問（ディシプリン）に寄りすぎてしまうことも想定されるからである。では、教育内容を効果的に伝えたり、学習させたりするには、どのような指導法が良いのか。PDK獲得のために、子どもが議論の中で問いを立てそれを探究するような展開をしたり、教員が意図的に問いを用意したりすることも考えられる。教員には、学問（ディシプリン）と子どもの日常的な経験から生じる考え方をつなぐ教科教育の内容に応じて、臨機応変に対応できる方法についての力量形成が求められるのである。これは、教員に固有の専門的力量である。つまり、PDKの根拠として必要な学問（ディシプリン）と、教科の内容（コンテンツ）の現段階での結節点、さらに、子どもの実態と学問的根拠を背景にして考察する社会の状態から導出される将来にわたり必要であると考えられるPDK、そしてその効果的な教授方法の獲得が教員には教育の専門家として求められる力量なのである。

ところが、図1を公民諸学及び公民的な内容から考えると、地理及び地理的な内容とは別の課題が存在する。地理的な内容を扱う地理教育には、それが依拠する学問として地理学があるが、公民教育には共通した学問体系がない。公民教育の内容は、例えば法学や経済学、政治学、宗教学、倫理学など依拠する学問が多岐にわたるからである。一方で、公民教育が依拠する学問は、現代社会を構成するという面からいえば、複雑に絡み合いながら存在している。だからこそ、公民教育に関わる内容についてのPDKを、子どもに獲得させることを目指す教育カリキュラムの構築のためには、教員の深い力量形成が必要なのである。

しかし、実際の教育の場面でも、公民教育に関わる内容をすべて扱うことはできない。よって、公民教育に関わるPDKは、授業で教育できない内容に関しても考えられるようにする必要がある。さらに言えば、公民教育は、現代社会の構造がどのようなものであるか、なぜ現代の社会構造が構築されてきたのかを教育し（社会化）、さらに、それらを批判的に検討する中で、将来の社会を構築し続ける契機とする（主体化）ものである（ピースタ2016）。そのような、社会化と主体化の契機とできるようなPDKが獲得できるような内容が必要になる。

そこで、本稿では現代社会において誰しにも共通した規範として適用される法を基にしたPDKについて考察したい。法を子どもの教育をすることについての研究を10年以上行っている現職の中学校社会科教員³⁾を対象とした分析研究を行う。研究の方法は次の通りである。まず、初めて目にする情報に対する捉え方の差異を、社会科の教員を目指す学生（学部生・院生）と先の現職の社会科教員の回答内容の比較検討を行う。そこから、未知の内容、日常生活経験に関わらない内容をどのように教えるのかについての示唆を得たい。対象とする情報は意図的に作成された

フェイクニュースとすることにより、事実確認をどのようなプロセスで確認するのかについて学生と教員の差異を比較する。それにより、社会科教員として必要なPDKを考察する。そのような社会科教員に必要なPDKを明らかにすることが、子どもに対するPDKの教育やカリキュラム構築に大きく寄与することが考えられるからである。

3 フェイクニュースを活用した教員と学生の意識調査

3.1 対象としたフェイクニュースと、そこに内包される課題

分析の題材としたフェイクニュースは、次の通りである。

政府、「下戸税」導入を検討 若者の酒離れに着目

飲酒しない成人に課税する「下戸税（仮称）」の導入を、政府が検討していることが16日、本紙の調べでわかった。「若者の酒離れ」対策として、税収はアルコール飲料振興の財源に充てる。早ければ、2019年度の税制改正大綱に盛り込みたい考え。

飲酒習慣の変化や改正酒税法による安売り規制のため、近年アルコールを飲まない若者が増えていることから、政府は「若者の酒離れ」による税収減をまかなうため、月1回以上酒を飲まない成人に課税する「下戸税」を新たに導入する検討に入った。税額は1人年千円程度とする見通し。納税は給与から天引きするかたちで行われ、スーパーや居酒屋の領収書で飲酒したことを証明すれば還付される。

税収はワインの試飲会や酔拳の演武会、海外の有名アーティストを起用した「ビール音頭」の制作、飲酒量に応じてポイントがたまる「アルコールマイレージ」アプリの開発など、アルコール飲料振興の財源に充てるとしている。

ある財務省幹部は「酒離れが進めば下戸税の、逆に酒の消費が増えれば酒税の税収増がそれぞれ期待できる。どちらに転んでも課税がはかどる画期的な仕組み。『コップの水が減った』と嘆くのではなく、『空気が増えた』と考える逆転の発想だ」と自信をのぞかせる。

酒に限らず「若者の〇〇離れ」が叫ばれて久しい昨今だが、政府では下戸税導入後の税収の推移を見ながら、さらに「嫌煙税」「独身税」「自宅滞在税」など租税回避を防ぐ仕組みを拡大させたい意向だ。

虚構新聞ホームページ（2018年1月17日）より転載⁴⁾

このフェイクニュースは、意図的に作成されたものである。現代社会で生じている諸問題を風刺することにより、人々に興味や関心を持たせることを目的としている。題材のフェイクニュースのポイントは、まず、若者の〇〇離れである。一般的に社会全体で聞かれる言説である。例えば、若者の自動車離れなどがある。自動車を購入しない若者が増加していることを示している。もちろんその根底には、若者とされる世代と、それ以上の世代との間に大きな価値観のズレがあることが想定できる。さらに言えば、自動車を購入することができないほどに収入が少ない若者の比率が高いことや、いわゆる公共交通機関が発達している三大都市圏で若者が生活することにより自動車を必要としなくなったことも考えられる。つまり、社会の構造が世代により変化していることを示している。なお、若者の酒離れも、一般的に聞かれる言説である。このように、一般的に聞かれるような言説を巧みに活用することによりフェイクニュースに信憑性を持たせているものである。題材は、若者の酒離れ、税収減、など一般的に聞かれるような言説、さらに、喫煙する人としない人で別れることから生じている問題に関連して嫌煙税、結婚しない人が増加していることに関連して独身税、引きこもりやニートの問題などに関連して自宅滞在税など、社会問題となりそうな内容を巧みに組み込んでいる。

3.2 フェイクニュースに対する学生の捉え

対象とした学生は、中学校社会科及び高等学校公民科に関わる授業を受講している学部生と大学院生である。よって、少なくとも社会科に関しては、興味や関心があることが予想できる。29人の受講者のうち、題材をフェイクニュースであると確信をもって判断できたものは、誰一人いなかった。初見で学生がフェイクニュースに対して確信をもって、嘘であると判断できないことは、これまでの研究でも明らかである⁵⁾。

ここで、数人の学生がフェイクニュースであると知る前にワークシート（図2）を使って考えた感想A～Eを記す。

氏名

●次のニュースを読み、考えたことを下の枠内に記してください。

政府、「下戸税」導入を検討 若者の酒離れに着目

飲酒しない成人に課税する「下戸税（仮称）」の導入を、政府が検討していることが16日、本紙の調べてわかった。「若者の酒離れ」対策として、税収はアルコール飲料振興の財源に充てる。早ければ、2019年度の税制改正大綱に盛り込みたい考え。

下戸税(仮称)導入後の課税の流れ
月1回以上酒を…

飲む → 課税 (消費税など) + 課税 (下戸税)
飲まない → 課税 (消費税)

飲酒習慣の変化や改正酒税法による安売りのため、近年アルコールを飲まない若者が増えていることから、政府は「若者の酒離れ」による税収減をまかなうため、月1回以上酒を飲まない成人に課税する「下戸税」を新たに導入する検討に入った。税額は1人年千円程度とする見直し。納税は給与から天引きするかたちで行われ、スーパーや居酒屋の領収書で飲酒したことを証明すれば還付される。

税収はワインの試飲会や酔拳の演武会、海外の有名アーティストを起用した「ビール音頭」の制作、飲酒量に応じてポイントがたまる「アルコールマイレージ」アプリの開発など、アルコール飲料振興の財源に充てるとしている。

ある財務省幹部は「酒離れが進めば下戸税の、逆に酒の消費が増えれば酒税の税収増がそれぞれ期待できる。どちらに転んでも課税はかどる画期的な仕組み。『コップの水が減った』と嘆くのではなく、『空気が増えた』と考える逆転の発想だ」と自信をのぞかせる。

酒に限らず「若者の〇〇離れ」が叫ばれて久しい昨今だが、政府では下戸税導入後の税収の推移を見ながら、さらに「嫌煙税」「独身税」「自宅滞在税」など租税回避を防ぐ仕組みを拡大させたい意向だ。

名前

○以前、この講義内で行ったフェイクニュース（下記）についてお尋ねします。

【政府、「下戸税」導入を検討 若者の酒離れに着目】
 飲酒しない成人に課税する「下戸税（仮称）」の導入を、政府が検討していることが16日、本紙の調べてわかった。「若者の酒離れ」対策として、税収はアルコール飲料振興の財源に充てる。早ければ、2019年度の税制改正大綱に盛り込みたい考え。飲酒習慣の変化や改正酒税法による安売りのため、近年アルコールを飲まない若者が増えていることから、政府は「若者の酒離れ」による税収減をまかなうため、月1回以上酒を飲まない成人に課税する「下戸税」を新たに導入する検討に入った。税額は1人年千円程度とする見直し。納税は給与から天引きするかたちで行われ、スーパーや居酒屋の領収書で飲酒したことを証明すれば還付される。税収はワインの試飲会や酔拳の演武会、海外の有名アーティストを起用した「ビール音頭」の制作、飲酒量に応じてポイントがたまる「アルコールマイレージ」アプリの開発など、アルコール飲料振興の財源に充てるとしている。ある財務省幹部は「酒離れが進めば下戸税の、逆に酒の消費が増えれば酒税の税収増がそれぞれ期待できる。どちらに転んでも課税はかどる画期的な仕組み。『コップの水が減った』と嘆くのではなく、『空気が増えた』と考える逆転の発想だ」と自信をのぞかせる。酒に限らず「若者の〇〇離れ」が叫ばれて久しい昨今だが、政府では下戸税導入後の税収の推移を見ながら、さらに「嫌煙税」「独身税」「自宅滞在税」など租税回避を防ぐ仕組みを拡大させたい意向だ。

①これが、フェイクニュースだと気がつかなかった（確信が持てなかったのはなぜですか？）

②このフェイクニュースでおかしいと感じた（気がついた）箇所はどこですか？

③②について、なぜおかしいと感じた（気がついた）のですか？

④これが、フェイクニュースであると確信をもって言うためには、何が必要だと思いますか？
(日頃からたくさんニュースを見る以外で、)

図2 フェイクであることを認識する前のワークシート

図3 フェイクであることを認識した後のワークシート

- A. 「下戸税」というものの導入の記事でしたが、月1回ぐらいお酒を飲んでも問題ないのかもしれないが、健康のために飲まない人もいるのかもしれない。また、アルコールアレルギーの人もあると思う。そのような様々な人がいる世の中で、アルコール飲料を飲む義務みたいな感じになってしまう税金を取ってはいけないと思う。また、最後の「嫌煙税」、 「独身税」、 「自宅滞在税」等も同じで、喘息の人、老人の夫婦などでどちらかが死別している人など、配慮すべきであると思う。税金は、好きでお酒を飲んだり、タバコを吸ったりする人にはかけてもいいかもしれないが、飲めない、吸えないなど理由がある人もいるので、かけない方がいいと思う。(学部生)
- B. 政府が税の財源として「下戸税」を導入するというのは、不足分の税収を賄うのにはよい考えだと思う。しかし、アルコールアレルギーの人から無理やりとるのはよくないと感じる。また、月1回以上と設定していると、一本数百円のお酒を買い、下戸税を払わなくても済むとしたら、財源が想定している額よりも少なくなってしまうと考える。さらに、お酒を買って飲まないで捨てるといった人も、この下戸税の影響で出てくるのではないかと考える。捨てるという行為によりムダな廃棄物が出てしまう。(学部生)
- C. このニュースは面白い内容だと思った。実際に、この「下戸税」を導入した場合、従来よりも税収が増加するのは確実だと思う。しかし、同時にこの動きに対して若者の政府への信頼も離れていってしまうのではないかと思います。(学部生)
- D. 「自動車税」や「消費税」などの何かをしようとする（持っている）ために支払う税金は今までにあったが、「何もしない税」が生まれるということになる。生活が苦しく、お金を使わないようにしている人々から「税」をとることにつながるのので、「豊か」な人々に良く「貧しい」人々に厳しい「税」となる。すなわち、格差が広がる可能性が現在よりも高まってしまう。(学部生)
- E. 私は下戸税の導入に反対である。若者の酒離れというが飲まない若者の中には、酒が飲めない（体質や家庭の

状況など) 人がいる。そのような人に対しても税を課すのは、良くないのではないか。また、還付する方法にも問題があると考え。領収書を提示するとあるが、中には証明を偽ってくる人もいないのではないか。そのような場合、しっかり税を納めている人が損を受ける形となる。酒というものが嗜好品という面が強い以上、一律に課すべきではない。(大学院生)

29人の意見は、これらA～Eで抽出した5人の意見に集約される。Aは、アルコールアレルギーの人に思いを寄せるだけでなく、そのほかの税の問題とそれを取り巻く人々への配慮から下戸税への疑問を投げかけている。BもAと同様にアルコールアレルギーの人について言及しているが、さらに、飲まない酒が廃棄される可能性について資源の無駄が生じることを指摘している。Cは税込増には効果があることを認めつつも、若者を狙った税の結果、若者からの政府への信頼低下の可能性を指摘している。Dは、税の在り方について根本的に考えており、そこから下戸税の課題を立ち上げている。そして、Eは、納税の証明や還付の方法に関する課題を述べている。なお共通していることは、下戸税への批判や問題を述べつつも、その存在を疑っていない点である。

では、A～Eの学生が、この記事がフェイクニュースであることを知らされてから記したワークシート(図3)ではどのように述べていたのか。

まず、フェイクニュースであることに気がつかなかった理由については、次のように述べた。

- A. 記事の中に政府などの単語があったから。
- E. 税制改正大綱などよく耳にする言葉があったから。

このように、実際の社会に存在するものが記事の中にあると、信用してしまうという傾向がある。これは、中平(2018a)でも同様の結果となっている。他にも、以前の調査と同様の結果として、次のような意見があった。

- B. 実際に飲酒習慣の変化についての記事を他にみたことがあったため。
- D. 先生が配ったものだから。

Bは、他に若者の酒離れに関する記事を見たことがあることから信用してしまったという。さらにDは、教員が配布するものに嘘はないと信用している。これら、過去に見たり聞いたりしたことのある記事があれば同様の内容が掲載されているものを信用してしまうこと、教員などの立場の人間が配布するものに嘘はないと考えることも、以前の調査結果と同様である(中平2018a)。

一方で、フェイクニュースの中で違和感をもった所、おかしいと思ったところについては、次のように述べた。

- C. 下戸税や嫌煙税、独身税、自宅滞在税そのもの。
- D. 話題性があるニュースなのに、話題になっていないから。
- E. 税の使い道が書かれたところがおかしい。

Cと同じ意見は、A、Bも考えていた。その理由としては、「すでに酒税を課しているのに、酒を飲まない人にも税を課すのはおかしいと思った。」であった。A～E以外の意見でも、「例えば、自宅滞在税は働いておらず、お金がない人から徴収するということだと思うので、それは無理があると思った。」と、フェイクニュースであることをきいた後には冷静に考えることができていた。また、Dと同様の意見も多くみられた。Eについては、税の使い道(酔拳の演武会、海外の有名アーティストを起用した音頭の政策など)について、おかしいと考えていた。税込不足をうたっているにもかかわらず、そのようなことは税を徴収してまで行うことなのか疑問を呈していた。

このように学生は、記事の内容に対して違和感をもちつつも、実際に社会に存在する内容を含む事例についてそれを嘘だと考えることはなかった。これは、公民教育で現代社会に存在する内容を教育する際の基礎にあたる情報の受容について、大きな課題があることを示している。

3.3 フェイクニュースに対する教員の捉え

では、現職の社会科の教員は、学生と同じフェイクニュースをどのように捉えたのだろうか。I～Ⅲの3人の教員の回答からを分析したい。

まず、フェイクニュースであることを知らされる前に、この記事を読んでどのように考えたのかを尋ねた。

I. 税の公平性の観点からいって、問題がある課税だと思う。

II. 酒税、揮発油税、自動車税などは、何らかの消費に対して課せられる税である。仮に消費できない（お金がないなど）人たちに課税したら、生活が成り立たなくなってしまう。

III. 不作為への課税になっている。飲酒の奨励を行政が行うことには大きな疑問が残る。

3人の教員は、その全員がこのフェイクニュースを嘘であると確信をもって回答した。Iに関しては、課税の原則論からこれを嘘だと考えた。IIに関しては、学生と同様の意見であるが嘘だと考えた。IIIに関しては、税を徴収し、執行する役割を持つ行政の機能の面からこれを嘘だと考えた。そこで、嘘であると考えた理由について、その思考の流れを詳しく答えてもらった。

I. 直接税をかけるためには、国に余計な個人情報（体質的にお酒を飲めるのか否かなど）や思想、趣味などを伝えることになるのはおかしい。そもそも、国家をつくった目的を考えたときに、やってはいけないことは何かと考えると、この下戸税は間違いだとわかる。

II. 日頃から、これっておかしくないかという感覚を身につけているから。

III. 課税の基本、税の徴収方法の基本を考えるとこれが嘘だとわかる。そもそも、あるべき社会像を実現するための税制度である。

IIに関しては、いつごろからこのような感覚を身につけたのかを追加で質問をした。その回答は、「家庭環境によるのではないか」というものであった。しかし、それでは公民教育におけるPDKに示唆をえることができない。そこで、IとⅢの回答に注目して、学生の回答と比較する中で公民教育におけるPDKに対して考察する。

4 公民教育におけるPDKへの示唆

4.1 法的な視点の分類と教員の判断

教員の回答I、Ⅲともに共通した問題に対する捉え方がある。それは、Iの「国に余計な個人情報（体質的にお酒を飲めるのか否かなど）や思想、趣味などを伝えることになるのはおかしい」、Ⅲの「課税の基本、税の徴収方法の基本」、「あるべき社会像を実現するための税制度」である。つまり、この両者は、下戸税という税制度をいったん認めたとうえで、その制度が「国に余計な個人情報（体質的にお酒を飲めるのか否かなど）や思想、趣味などを伝えることになるのはおかしい」のではないか、「国家をつくった目的」に適うものなのか、さらには「課税の基本、税の徴収方法の基本」としてふさわしいものか、「あるべき社会像を実現」できるものなのかという視点から捉えなおしているのである。その結果、下戸税はふさわしくないものであり、そのような税制度を国家が策定することは考えられないのでフェイクニュースであると判断したのである。これは、学生たちとのフェイクニュースに対する捉えと大きな違いがある。学生たちは、フェイクニュースの中にある語句（財務省や税制改正大綱など）を基にして信頼したのに対して、教員は内容に視点をおき、その実現性を国家形成や社会のあるべき姿を基にしてメタ的に捉えなおしていたのである。

では、なぜ教員はこのような捉えができたのか。その理由の一つとして考えられることは、この教員の学問的背景が法学であるからなのではないかと考えている。この教員は、10数年にわたり、法学と教科教育の結節点を考え研究や実践を展開してきた。その際、学問（ディシプリン）としての法学と、それを教科教育の内容として展開する法教育を接合するために、常に法学あるいは教科教育の両面から、もう一方への視点を大切に研究を行ってきた。つ

まり、法学という学問（ディシプリン）を基に法的な視点を持った社会科教員なのである。

ここでいう、法的な視点について、星野（2010）を参考に説明する。星野は、法律を捉える人の視点について次のように分類した。なお、ここでは対象とする人について、立法者、弁護士、裁判官という法律の専門家と一般人とする。

星野は、法律を捉える人の視点として、内的視点と外的視点を示した。内的視点とは、法律を受け入れてその維持に自発的に協力する立場である。ある行為を法律に照らし合わせた時に、その法律に基づいた判断を行うことである。一方で、外的視点とは、法律に対して「単なる観察者」として臨む立場である。それは、法律の社会的効果を基にして、その法律の評価を行うことである。

そこで、まず法律に対して基本的には内的視点を中心に持つ立法者、弁護士、裁判官の三者を例にして具体的な視点を述べる。法律を作成する立法者は、その法律が実現しようとする国家や社会の構想や政策を考える。その際に、その法律が目的を達成できるのか、不具合を起こす可能性はないのかなども考慮する。そのような意味では、外的な視点に立つともいえる。しかし、法律作成の手続き、内容の憲法適合性、他の法律との整合性などを考慮するという意味では内的視点に立つ。次に弁護士は、訴訟事件等に関して裁判において法律論を持って臨む必要があり、そのような意味では内的視点に立つ。しかし、裁判において法律論の新しい解釈（判例変更）を求めることがある。その際には、外的視点に立って法律の再検討を行う。最後に裁判官は、憲法や法律に基づいて判断することから厳しく内的視点に立つ。しかし、先の弁護士と同様に法律の解釈が求められる場面がある。なぜなら、裁判事例はすべて個性的でありそれぞれに抽象さをもつ法律を適合する際には、何らかの解釈が行われるからである。その際には、裁判官は法律外の要素を考慮することから外的視点に立つ。

では、一般人の視点である法律の規制対象となる人からの視点はどのようなものか。星野によれば、一般人は法律によってもたらされる効果に関心があり、それを利用したり避けたりする。具体的に言えば、自動車の運転においてスピード違反を避ける行為などである。一般人は、自分の生活を鑑みて実用的に判断しているのである。では、その判断の根拠となるものは何か。星野は次のように述べた。一般人の法律に対する判断は、その人が法（法律とは異なる社会規範などの価値が内包されたもの）と考えるものによってなされる。自らの法に基づいて法律が正しい場合には、敬意を抱き従うべきだと考える。一方で、両者に食い違いが見られる場合は価値判断の結果、それに従わないという態度を示す。

法律の専門家である立法者と弁護士、裁判官らは、法律に対して基本的には内的視点に立っている。しかし、新しく立法を行う必要性が生じた際や、新たに既存の法律論の解釈を行う必要性が生じた際には、法律の内的視点だけでなく外的視点を加味してそれぞれの判断を行う。そこで加味された法律の外的視点は、新しい立法や解釈に取り込まれる。つまり、法律の外的視点が、法律の内的視点に影響を与えるのである。このように法律の専門家らの視点は、法律を動的に捉え運用している。では、法律の専門家ではない一般人はどのように捉えているのだろうか。星野は、一般人は法律に対しては基本的には外的視点に立つとした。それは法律による効果に関心があるからである。その関心は、自分の生活にどのような影響が及ぶのかというものである。そしてその法律に対する評価は、法律の内的視点からなされ、場合によっては改廃を求めることもあるのである。このように、一般人も自分の生活に関わる場面においては、法律を内的、そして外的視点から動的に捉えているのである。ただし一般人は、自分の生活に影響が及ばないと考えられる（自分の生活に関わるのが想定できない）法律には、内的視点を持つことが少ないのである。

このような法律に対する内的・外的視点をもつことが、法的な視点であり、先の教員は両方の視点を持っているのである。だからこそ、フェイクニュースにある下戸税について、法律の外的視点から捉えることにより、その効果を考え、その結果として「国に余計な個人情報（体質にお酒を飲めるのか否かなど）や思想、趣味などを伝えることになるのはおかしい」のではないかと考える。さらに、法律の内的視点から、「課税の基本、税の徴収方法の基本」を考え、現行の制度から考えたときに大きな問題があることに気がつくのである。このような法的な視点を活用して、対象としたフェイクニュースが嘘であるという判断をしたのである。

さらに言えば、法的に捉えるということは、その法が何を実現しようとしているのかという、価値的な判断をもすることになる。だからこそ、Ⅰの「国家をつくった目的」とⅢの「あるべき社会像を実現するための税制度」という視点も現れてくるのである。現在の日本の法制度は、日本国憲法を中心として体系化されている。その日本国憲法では、個人の尊重が憲法的価値として存在し、その実現のために様々な制度としての憲法的原理が存在している⁶⁾。この個人の尊重の実現が「国家をつくった目的」であり、「あるべき社会像」なのである。もちろん、この個人の尊重という価値も常に検証される必要がある⁷⁾。フェイクニュースが嘘であると考えた教員は、法的な内的・外的視点だけでなく、よりメタ的に、法の根本的な目的によって立ち価値的な判断をしていたのである。

4. 2 法的な視点を基にした公民教育におけるPDK

以上のような教員の法的な視点を基にして、公民教育におけるPDKの内実と、そのカリキュラムの構築について考えていきたい。D.ランバードの考え方に依拠するPDKは、子どもの将来の選択の自由をもたらす潜在能力(ケイパビリティ)を拡大することを目的とし、それを教科教育の文脈でいえば「力強い学問的知識(PDK)」の獲得であるとした。さらに、PDKは、抽象的・理論的で体系的な諸概念であり、知の生成・検証を経ているために確実ではあるものの絶対的ではない。常に再構築の契機をもつものとされた。加えて、学問的な体系であるからこそ、子どもの日常生活の経験の中で生み出すことは困難であり学校教育の必要性を言及した。そして子どもにPDKを獲得させるためには、教員の専門的力量が必要であるとした。これを、学問(ディシプリン)としての法学の文脈に裏打ちされ、さらに公民教育の分野における教科教育に法的な視点を持ち込む法教育を扱う際のカリキュラムづくりの関係性を考えると図4のようになる。

まず、大枠としての学問(ディシプリン)としての法学の文脈が存在する。なお、ここでは一つひとつの条文を基にした事例研究や、裁判所の判決文を基にした判例学習ではなく、法的な視点を獲得することを目的とした法教育を例にする。

法的な視点を基に思考するためには、先述の法の内的・外的視点を授業の中で扱うことが考えられる。これは、子どもの日常経験の中で、何らかの対立事案やルールに遭遇した際の判断に関する。子どもは、何らかの対立事案やルールに遭遇した際に、それを部分社会のみで通用する規範である道徳⁸⁾などで判断するのか、全体的な社会で共通して通用する規範である法により判断するのかわい、前者の道徳などで判断することがある。法的に判断しなければならない場合でも、道徳的な判断が優先されることがある。つまり、法と道徳の未分離が起きているのである(中平2018b)。道徳による判断では、法の外的視点のように思考しにくい。なぜなら、道徳はある特定の部分社会のみで適用されるものだからである。

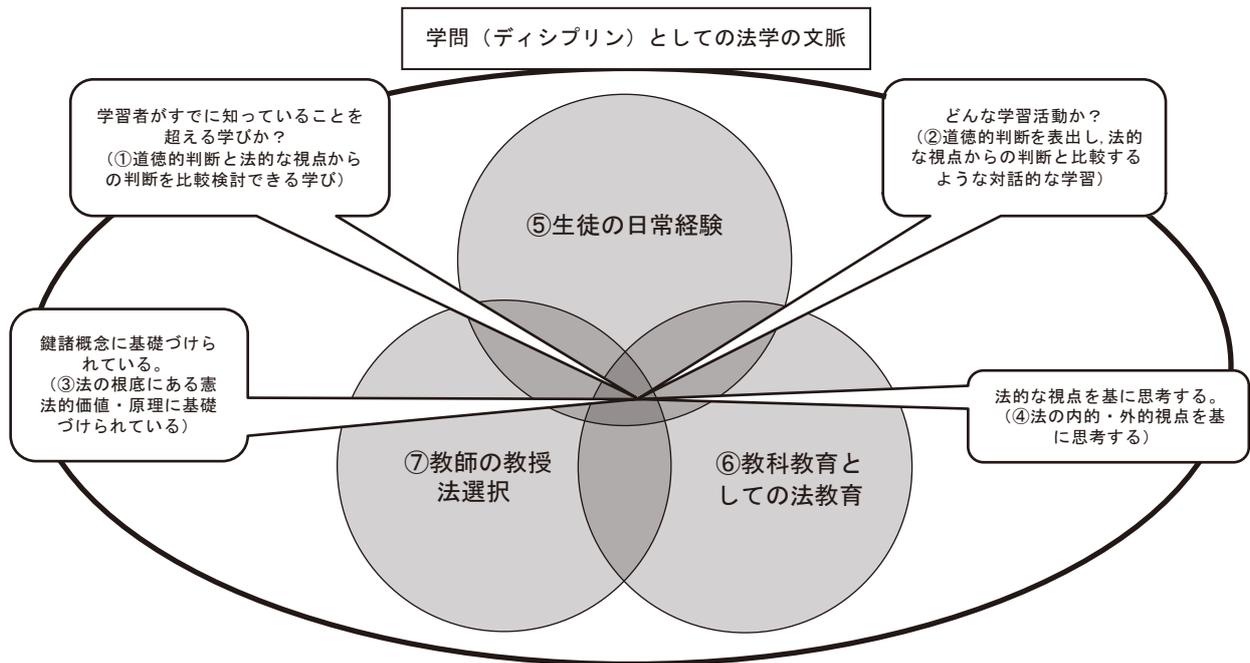


図4 教員の公民教育(法学を基底においた)カリキュラムづくりの関係
ブルックス著, 志村訳(2016)及び, 志村(2018)を基にして筆者作成

もちろん、道徳が不要であると言っているわけではない。しかし、現代社会において基本的には誰しにも共通して適用される規範は法である。PDKとしては、法的な視点(図4の④)が必要である。ただし、法を改廃したり新設したりする際には、道徳による判断が影響することは十分に考えられる。そのような意味では道徳的な判断は必要である。よって、道徳による判断と、法的な視点による判断との関係性を十分に吟味させる学習内容が公民教育における法的な視点を持ったPDK獲得のためには有用性を持つと考えられる(図4の①)。その内容は、法的な視点をもった判断が学問(ディシプリン)の文脈から導き出された鍵概念である憲法的価値・原理に基づいていることが大

切である(図4の③)。さらに言えば、子どもの道徳による判断は多岐にわたることが考えられる。そのような多岐にわたる判断を表出する機会を用意し、法的な視点との比較検討を行わせる学習活動を取り入れる(図4の②)ことにより、既存の社会の秩序を知る(子どもの社会化)ことができるとともに、新たな社会を形成する(子どもの主体化)ための視点をもつことにもなる。このような子どもの学習の考え方は、子どもの日常経験における道徳による判断(図4の⑤)と、学問(ディシプリン)に裏打ちされた法的な視点による判断の結節点を探る法教育(図4の⑥)の創出とその教授法選択(図4の⑦)、つまりカリキュラムの構築につながるのである。

5 まとめと今後の課題

本稿は、主に地理教育の分野で国際的に研究が進んでいる「地理ケイパビリティ・プロジェクト」の理論的な根拠であるD.ランバードのPDKについて公民教育の視点から考察を重ねてきた。

まず、PDKが近代国家成立以降の公教育において、国家の責任として行う必要性を確認した。さらに、自然科学や社会科学などの成果である学問(ディシプリン)をそのまま子どもに学習させるのではなく、子どもの日常経験を踏まえたうえで、その学習内容や教授法を選択する教員の専門的力が、教科教育の文脈から求められることを示した。

次に、フェイクニュースに対する捉え方について、学生と教員の比較を行った。その結果、教員は記事の内容について、法の内的・外的視点からの考察、さらには法の根底にある価値について、メタ的に捉えていた。このような、学問(ディシプリン)に基づいた教員の考え方は、法学についての公民教育におけるPDKの内実とそのカリキュラムの構築に有用性を持つと考えた。

最後に、法学についての公民教育におけるPDKの獲得には、道徳による判断と、法的の内的・外的視点による判断との関係性を十分に吟味させる学習内容が有用性を持つとした。具体的には、法的な視点をもった判断が学問(ディシプリン)の文脈から導き出された鍵概念である憲法的価値・原理に基づいていることが必要であり、それを、子どもの日常的・道徳的判断と比較検討する学習が必要であることを指摘した。さらに言えば、PDKを子どもに獲得させるために、学問(ディシプリン)に裏打ちされた内容を理解し、子どもの日常的な判断をつかみだし、それを教科教育としてカリキュラムの構築を行うことができる教員の力量が必要であるとした。

しかし本稿では、具体的なカリキュラムの構築には至っていない。法教育に関して言えば、学問(ディシプリン)のみに基づく実践研究と、日常的な判断、つまり本稿における道徳の判断に基づく実践研究が混在しており、その結節点が求められるという現状がある。そのようなカリキュラム構築の視点にPDKを組み込み、子どもの将来の選択の自由をもたらす潜在能力(ケイパビリティ)を拡大する(子どもの社会化と主体化ができる)ことが必要がある。そしてそのようなカリキュラム構築ができれば、教員の力量形成に必要な内容などが明確になることも考えられる。

また、公民教育が依拠する学問(ディシプリン)は多岐にわたる。そのすべてを授業の中で扱うことは困難である。現代社会の構造を学習する公民教育の内容は、多岐にわたるとともに複雑に関係しあっているからである。そのため、基本的な考え方を子どもに学習させる必要がある。ただし、本稿で分析したフェイクニュースに対する教員の捉えがその基本的な考えを示しているとも言える。つまり、価値的な判断を行うということである。ただし、その価値が何であるのかを学問(ディシプリン)に基づいて学習することは必須である。

付記

本稿は、科学研究費補助金(基盤研究(B)、課題研究/領域番号17H02695)「ケイパビリティ論に基づく社会系教科教員養成・研修システムの国際共同開発研究と成果発信」(研究代表者、上越教育大学、志村喬)を受けて実施されたものである。

注

- 1) 「力強い学問的知識(powerful disciplinary knowledge)」とは、教育社会学者であるM.ヤングが主張する学校教育において享受すべき価値ある知識「力強い知識(powerful knowledge)」を教科教育の文脈から述べたものである。詳しくは、志村(2018, p.168)を参照。
- 2) PDKに対して、PCK(Pedagogical Content Knowledge)という概念もある。本稿でこれらの関係性について論じることとはしないが、さしあたり、志村(2015)を参照。なお、本稿ではケイパビリティ論に基づきPDKを子どもに、そして教える教員に対していかに獲得させるのかを考察する。

- 3) 分析の対象とする現職の社会科教員は、横浜国立大学法教育研究会 (http://www.sse.ynu.ac.jp/Social_HP/lawedu.html) に所属する30代から50代の、教員経験10年以上を超える中学校の教員である。同研究会の名称や性質からもわかるように、教員の学問的背景は法学である。
- 4) 詳しくは、虚構新聞ホームページ (<http://kyoko-np.net/2018011701.html>) を参照。(最終閲覧日2018年8月22日)
- 5) 学生のフェイクニュースに関する調査の手法は、中平(2018a)と同様の手法をとった。すなわち、まずはフェイクニュースであることをつたえずに、記事を読んで考えたことを記入させる。次に、フェイクニュースであることを伝え、気がついたか否か、違和感を持ったか否か、そしてそれらの理由、並びにフェイクニュースであることを見破る方法を記入させた。なお、本稿の教員に対する調査も同様の形式をとった。
- 6) 憲法的価値、憲法的原理の内実とその関係性については、中平(2018b)を参照。
- 7) 価値の検証については、中西(2008)の価値教育に対する論考を参考にした。中西は、子どもへの価値教育の在り方として次の6点を示した。それは、①「価値観形成の自由が子どもたちに保障されなければならない。」、②「子どもたちの価値観形成の自由の行使は、社会的、歴史的、発達論的に制約されている。よって、価値形成・選択の主体としての大人とは同じではない。」、③「価値をつたえるといういとなみの成果としてのみ、子どもたちに価値形成の自由な主体であるべしという価値をつたえられる。」、④「教育は意識的・無計画、無自覚、自然発生的に子どもたちに何らかの価値をつたえる(あるいはつたえない)ことによって、価値観形成過程に不可避に関与する。」、⑤「価値形成過程への教育の関与は、統制不能な次元が存在する。つまり、つたえたくてもつたわらないことや、つたえるつもりも努力もしなくてもつたわるものがある。」、⑥「子どもたちの価値観形成の自由を保障すべき責任を担っているのは多岐にわたる。親(家庭)、学校教育、教員、国家、市場組織、メディア、ピア・グループ等の相互介入的関与の総体から成り立っている。」である。法的なディシプリンに基づくPDKを考えたときに、その根底にある価値を子どもに伝えることの有用性と必要性は中西の指摘からも明らかである。このような中西氏の価値教育に対する視点を、法的な価値から分析したものとして中平(2018c)を参照。
- 8) 本稿で示す道徳は、一般的な道徳に限定されず、慣習なども含む。なお、本稿では、個人内道徳と社会的道徳の区別をしていない。部分社会のみで適用される限定された規範という意味で使用した。

引用文献

- ビースタ・ガート (Gert J. J. BIESTA), 藤井啓之・玉木博章訳 (2016): 『よい教育とは何かー倫理・政治・民主主義』, 白澤社.
- 金玟辰, 山本隆太, 広瀬悠三, 志村喬 (2017): 「ケイパビリティ論による力強い学問的知識に基づく地理カリキュラムの構築ー地理教員養成・研修プログラムの国際共同研究と日本での展望」, 日本地理学会『日本地理学会発表要旨集』第92号, p.190.
- ブルックス・クレア著, 志村喬訳 (2016): 「「今現在」のイギリスにおいて地理を教える」, 『新地理』第64号1, pp.22-28.
- 志村喬 (2015): 「社会科教育からみたPCK (Pedagogical Content Knowledge) 論ーイギリス地理教育界での議論を参考にした考察」, 日本社会科教育学会『日本社会科教育学会第65回全国研究大会発表論文集』第11号, pp.84-85.
- 志村喬 (2018): 「学校教育で「持続可能な社会づくり」を実現する教員養成のあり方ー地理教員養成・研修をめぐる国際動向」, 『科学』第88号2, 岩波書店, pp.166-170.
- 中平一義 (2017): 「公教育と価値に関する一考察ーフランス公教育を参考にー」, 上越教育大学『上越教育大学研究紀要』第36号2, pp.519-529.
- 中平一義 (2018a): 「情報社会の現代的課題に対するNIEの有用性に関する研究ーフェイクニュースに対する学生の認識に関する分析を通して」, 日本NIE学会『日本NIE学会誌』第13号, pp.11-20.
- 中平一義 (2018b): 「法教育における法的判断原理ー法の四要素説をもとにした動態的構造の研究」, 上越教育大学『上越教育大学研究紀要』第37号2, pp.491-504.
- 中平一義 (2018c): 「社会科教育における価値教育の規範的研究ー公民教育研究から」, 松田慎也監修『社会科教科内容構成学の探求ー教科専門からの発信』, 風間書房, pp.263-282.
- 中西新太郎 (2008): 「価値形成の自由と公教育の役割ー価値の教育をめぐる一試論」, 全国民主主義教育研究会『民主主義教育21 Vol.2 立憲主義と法教育』, pp.144-148.
- 星野英一 (2010): 『法学入門』, 有斐閣.

PDK in Civic Education Based on the Capability Theory: Differences in Students and Teachers About Fake News

Kazuyoshi NAKADAIRA*

ABSTRACT

In this paper, we studied powerful disciplinary knowledge (PDK), as D.Lambert claims from the civic education perspective, and the meaning of expanding children's potential and capability is PDK. We studied PDK, especially in civic education, based on law. First, we aimed to grasp PDK content. We analyzed differences between students and teachers in fake news. Results showed that students judged based on words and phrases. In contrast, teachers judged from the law's internal and external viewpoints and the value perspective from fake news content. This is likely because teachers have conducted research and practices based on the academic discipline of law. Therefore, to acquire PDK in civic education based on law, learning content that can be judged from the law's internal and external viewpoints are useful. Needed future tasks are constructing such learning content as a curriculum of practice and developing teacher's ability to train in PDK.